# ストーカー被害を防止するために

～ストーカー行為はエスカレートするおそれがあります～

大阪府警察

# ストーカー事案の対応の流れ

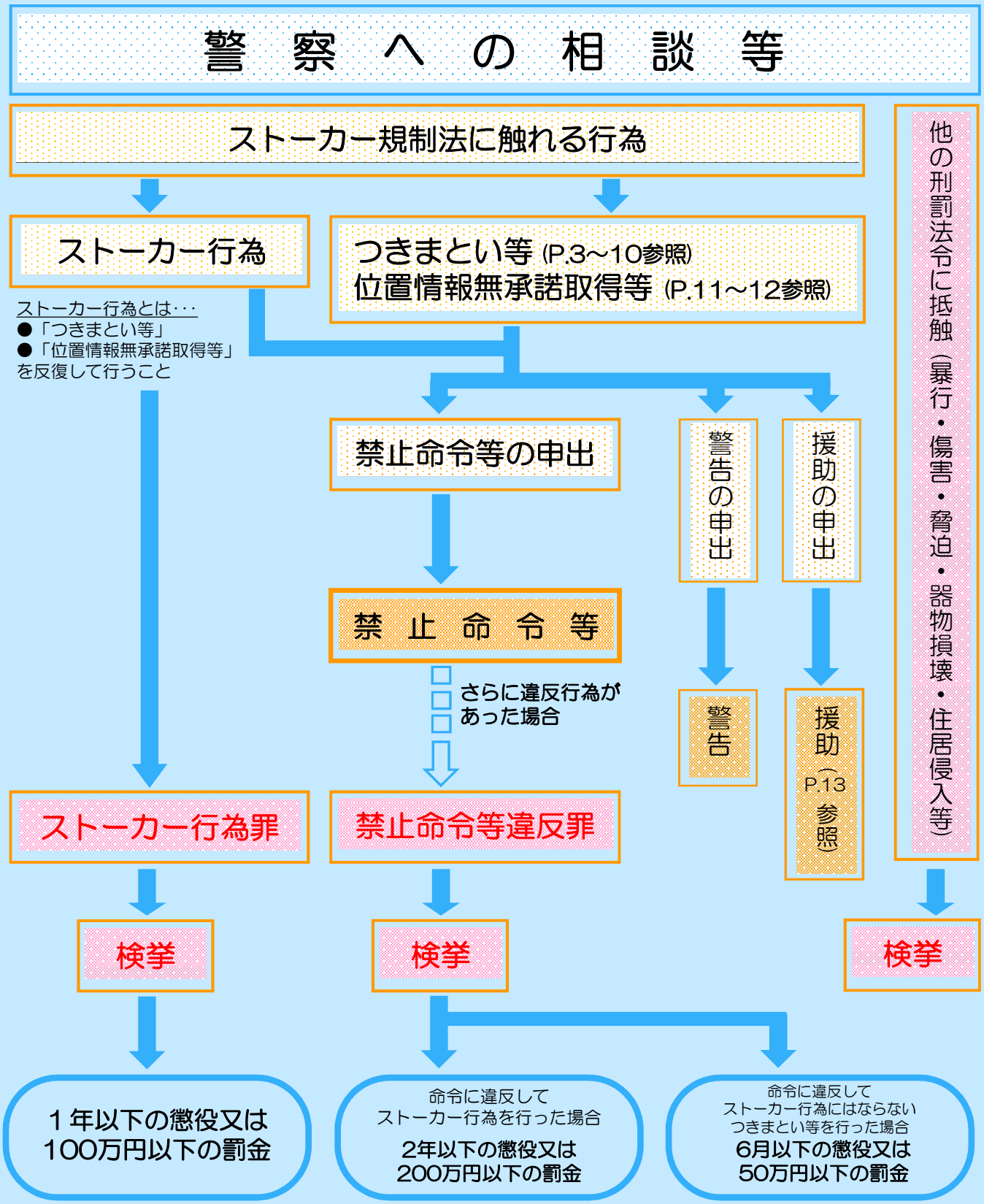


【その他の対応】相手への指導・口頭注意、自宅周辺の警戒、再被害防止登録等

1号
行為

## ～ストーカー規制法第２条第１項第１号～
## つきまとい・待ち伏せ・押し掛け・うろつきなど

### たとえば、次のような行為が考えられます

- ●あなたを尾行し、つきまとう
- ●通勤・通学途中など、あなたの行動先で待ち伏せする
- ●あなたの進路に立ちふさがる
- ●あなたの自宅や職場、学校など付近で見張りをしたり押し掛ける
- ●あなたの自宅や職場、学校などをうろつく

### 自己防衛策

つきまといは、暴行や強制わいせつなどの重大犯罪にエスカレートするおそれがあります

〇警察、家族、信頼できる人に相談する
〇防犯ブザーを持ち歩くなど、すぐに助けを呼ぶことができるようにしておく
〇通勤、通学の際は時間や経路をこまめに変更する
〇ドアや窓には二重鍵とドアスコープを設置する

## 2号行為

## ～ストーカー規制法第２条第１項第２号～
## 監視していると告げる行為

### たとえば、次のような行為が考えられます

- ●その日のあなたの服装やどのように行動したかを告げ、監視していることを気づかせる
- ●帰宅した直後に「お帰りなさい」などと電話する
- ●「俺はお前をいつも監視してるぞ」などの内容を言葉やメールであなたに告げる

### 自己防衛策

ストーカーは、あなたを監視し、その監視内容をあなたに告げます

〇状況、内容をメモなどに記録し、警察へ相談する
〇すりガラスでもカーテンをつける
〇カーテンは厚手のものを利用する
〇在宅中はカーテンをきっちり閉める
※自分が部屋にいることが外から見えないような工夫をしてください

## 3号行為

## ～ストーカー規制法第２条第１項第３号～
## 面会・交際などの要求

### たとえば、次のような行為が考えられます

- ●あなたが拒否しているにもかかわらず、面会や交際、復縁など義務のないことを求める
- ●贈り物などを受け取るようにあなたに求める

### 自己防衛策

ストーカーは、しつこく面会や交際などを迫ります

〇曖昧ではなく、はっきりと拒否の姿勢を示し、以後の連絡を一切絶つ
〇身に覚えのない宅配物は送り主を確認し、受取を拒否する
〇玄関にはドアスコープをつけ、インターホンが鳴ったときは必ず相手を確認する
〇事後に備えて、状況や内容を記録しておく
※自分の意思を相手に伝えても要求が続く場合は、警察に相談しましょう

## 4号行為

## ～ストーカー規制法第２条第１項第４号～
## 乱暴な言動

### たとえば、次のような行為が考えられます

- ●あなたに大声で「バカヤロー」などと粗野な言動を浴びせる
- ●あなたの家の前で大声を出したり、車のクラクションを鳴らしたりするなど乱暴な行動をする
- ●「一生呪ってやる」など、あなたが不安を感じるような乱暴な言動を手紙やメールであなたに伝える

### 自己防衛策

ストーカーは、交際などの求めを拒まれると、乱暴な言動をとります

〇危険を感じたときは、防犯ブザーや携帯電話で助けを求める

〇ストーカーは、同居家族にも危害を加えることがあるので、家族にも状況を伝え、防犯対策をしてもらう

〇すみやかに警察に相談する

※常に防犯ブザーなどの防犯グッズを身につけておきましょう

5号
行為

## ～ストーカー規制法第２条第１項第５号～
無言電話、連続した電話・FAX・電子メール・手紙の送付

### たとえば、次のような行為が考えられます

- ●電話をかけてきて、何も告げない
- ●あなたが拒否しているにも関わらず、携帯電話や自宅、会社に何度も電話をかけてくる
- ●あなたが拒否しているにも関わらず、何度もFAXや電子メール（SNSも含む）の送信や手紙を送付してくる

### 自己防衛策

ストーカーは、電話やFAXや電子メールを使って執拗に嫌がらせ行為を繰り返します

〇「警察に訴える」とはっきり告げる
〇迷惑電話防止の方法などを電話会社に相談する
〇ナンバー・ディスプレイ機能付き電話を設置する
〇メールや電話、SNSアカウントの拒否設定を行う

※ストーカーはあなたが過剰に反応する様子を楽しんでいる場合もあります

6号
行為

## ～ストーカー規制法第２条第１項第６号～
## 汚物などの送付

### たとえば、次のような行為が考えられます

- ●汚物や動物の死体など、あなたに不快感や嫌悪感を与えるものをあなたの自宅や職場に送りつける
- ●自動車や自転車に糞尿等を付着させる
- ●メール等で、汚物や動物の死体などの写真を送り付ける

### 自己防衛策

ストーカーは、汚物や動物の死体などを送りつけ、いやがらせ行為をします

〇届いた時間、様子などを記録し、すぐに警察に相談する

〇送り主がわからない配達物などは、受け取りを拒否するか、開封せず送り返す

## 7号行為 ～ストーカー規制法第２条第１項第７号～
## 名誉を傷つける

### たとえば、次のような行為が考えられます

- ●あなたを中傷するような内容を直接告げる
- ●インターネット上にあなたを中傷したり、名誉を傷つけるような内容を掲載したりする

### 自己防衛策

ストーカーは、相手を中傷することで、精神的に追い詰めようとします

〇電話番号、メールアドレス等の個人情報の管理は慎重に行う

〇郵便物やメールが届いた時間、様子などを記録しておく

〇メールやネットの等の書き込みの画像を保存・プリントアウトして、警察へ相談する

8号
行為

## ～ストーカー規制法第２条第１項第８号～
## 性的羞恥心の侵害

### たとえば、次のような行為が考えられます

- ●あなたが望んでいないのに、性的に恥ずかしいと思わせるひわいな言葉を告げる
- ●わいせつな写真や絵などをあなたに送りつけたり、インターネットの掲示板などに掲載したりして、あなたに恥ずかしいと思わせる

### 自己防衛策

ストーカーは、あなたに恥ずかしいと思わせ、その過剰な反応を楽しむ場合があります

〇交際相手でも、むやみに下着姿や裸の写真を撮らせたり、送信したりしない
〇住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報の管理は慎重にする
〇送りつけられたものを持って警察へ相談する
〇データで送り付けられた場合は保存・プリントアウトして、警察へ相談する

位置情報

## ～ストーカー規制法第２条第３項第１号～
## 位置情報無承諾取得

### たとえば、次のような行為が考えられます

- ●携帯電話の位置情報アプリなどを使用して、あなたの携帯電話の位置情報を承諾無く取得する
- ●あなたの携帯電話を勝手に操作し、記録されている位置情報を表示させ、盗み見る

### 自己防衛策

ストーカーは、あなたの位置情報を取得し、自宅や職場、学校などを特定し、つきまとい行為をしようとしています

○携帯電話に見覚えのない位置情報を取得するアプリがないかなどを確認する

○携帯電話には暗証番号を設定し、他人に見られたり、触られたりしないようにする

GPS機器

## ～ストーカー規制法第２条第３項第２号～
## GPS機器の取付け

### たとえば、次のような行為が考えられます

●あなたの使用する自動車や自転車にGPS機器を取付ける
●あなたのカバンの中にGPS機器を差し入れる

### 自己防衛策

ストーカーは、あなたの位置情報を取得し、自宅や職場、学校などでつきまとい行為をしようとしています
〇自分の車や自転車に見覚えのない物が取付けられていないか確認する
〇自分の持ち物に見覚えのない物が差し入れられていないか確認する
〇GPS機器などを見つけた場合は、すぐに警察に相談する

# ストーカー規制法での「援助」とは…

被害を自ら防止するための措置の教示や、その他対応策のアドバイス等をすることです。
ストーカー被害に遭った場合、下記の援助を受けることができます。

**援助１**
被害防止の話合いのために必要な事を相手方へ連絡する

**援助２**
ストーカー行為等をした者の氏名等を教える

**援助３**
被害防止の話合いに関する事項について助言する

**援助４**
被害の防止に関する活動を行っている行政機関や団体等を紹介する

**援助５**
被害防止の話合いの場所として警察施設を提供する

**援助６**
被害防止の為の物品の貸出し等をする

**援助７**
警告等を実施したことを明らかにする書面を交付する

**援助８**
被害を自ら防止するための方法を教示する

**援助９**
住民票などを閲覧されないための支援をする

# ストーカー規制法の対象となる目的以外の「つきまとい等」については…

ストーカー規制法の対象となる目的以外の「ねたみや恨み目的」「性的好奇心を満たす目的」「不当に利益を得る目的」等で、特定の人に対して正当な理由がないのに「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」を繰り返す行為については、「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」により禁止しています。これらの被害についても警察署まで相談してください。

つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・うろつき等

監視していると告げる行為

面会・交際などの要求

乱暴な言動

無言電話、連続した電話・FAX・電子メール・手紙等の送付

汚物などの送付

名誉を傷つける

性的羞恥心の侵害

位置情報無承諾取得、GPS機器等の取付け

# ストーカー被害を受けた場合は一人で悩まず警察に相談へ

## ストーカー被害に関する相談は最寄りの警察署へご相談ください

● **早めに相談することが大切です。**なお、相談される場合は、

○ ストーカー行為をする相手の住所、連絡先等がわかる記録

○ 被害を受けた日時、場所、相手の車両ナンバー、目撃者の記録

○ ストーカー行為の内容

例えば

- 相手から言われた言葉や動作などの記録
- 送信された電子メール等の内容、電話の着信記録
- 手紙やFAXなどの内容
- 留守番電話に記録された内容等の記録

を持って、ご相談ください。

# 関係機関連絡先

## ストーカー被害相談

●大阪府警察・ストーカー110番
**06－6937－2110**（24時間）

## 犯罪被害者等早期援助団体

●認定NPO法人　大阪被害者支援アドボカシーセンター
**06－6774－6365**（月～金 10:00～16:00）※祝日・年末年始を除く

## 青少年向け相談窓口

●大阪府教育センターすこやかホットライン
**06－6607－7361**（月～金　9:30～17:30）※祝日・年末年始を除く

## その他各種相談窓口

●大阪府立男女参画・青少年センター（ドーンセンター）

男性相談　**06－6910－6596**
（第1・4水曜 16:00～20:00　第2・3土曜 11:00～15:00）
※相談日が祝日・年末年始にあたる場合は、他の週に振替

女性相談　**06－6937－7800**
（火曜～日曜 16:00～20:00　土曜・日曜 10:00～16:00）※祝日・年末年始を除く

●大阪府女性相談センター
**06－6949－6022 ／ 06－6946－7890**
（月曜～金曜 9:00～20:00　土曜・日曜 9:00～17:00）※祝日・年末年始を除く

●大阪弁護士会犯罪被害者弁護ライン
**06－6364－6251**（火曜 15:00～18:00）※祝日・年末年始を除く

共同制作
ストーカー対策大阪ネットワーク・大阪府立港南造形高等学校